

業務の運営に関する規程

事業所名 渡島国際交流事業協同組合無料職業紹介所

第1 求人

1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、渡島国際交流事業協同組合の構成員である企業（以下「傘下企業」といいます。）からの求人の申し込みのみについてこれを受理します。

ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共に申し込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックスによるお申込みでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックスの使用により明示してください。

第2 求職

1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、求職の申し込みのみについてこれを受理します。

2 求職者が中華人民共和国在住の場合は、当初中華人民共和国の取次機関である潍坊惠源国際労務有限公司、大連奔騰経済技術合作有限公司、大連通遠対外労務合作有限公司、蘇州金澄経済技術研究発展有限公司、塩城市経済国際集団有限公司、上海誠信境外就業服務有限公司、泰安汇信国際経済技術合作有限公司、また、ベトナム社会主義共和国在住の場合は、CHAU HUNG JOINT STOCK COMPANYを経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックスにて申し込みください。

求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

第3 紹介

1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に必ず職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職者が中華人民共和国在住の場合は潍坊惠源国際労務有限公司、大連奔騰経済技術合作有限公司、大連通遠対外労務合作有限公司、蘇州金澄経済技術研究発展有限公司、塩城市経済国際集団有限公司、上海誠信境外就業服務有限公司、泰安汇信国際経済技術合作有限公司、また、ベトナム社会主義共和国在住の場合は、CHAU HUNG JOINT STOCK COMPANYを経由し求職者の方に、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファックスの使用により明示します。

4 求職者の方を求人者に紹介者を紹介する際には、求職者が中華人民共和国在住の場合は濰坊惠源国際労働有限公司、大連奔騰経済技術合作有限公司、大連通遠対外労働合作有限公司、蘇州金澄経済技術研究発展有限公司、塩城市経済国際集団有限公司、上海誠信境外就業服務有限公司、泰安汇信国際経済技術合作有限公司、また、ベトナム社会主義共和国在住の場合は、CHAU HUNG JOINT STOCK COMPANYと本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。

求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行ってください。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介に労をとります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

第4 その他

1 本所は、職業安定機関と及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 雇用契約を締結したならば、求人者、求職者双方から本所にその報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

5 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

6 本所の取扱職種の範囲は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに限定するものです。

7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2024年8月22日

代表者 代表理事 坂本徳博